

# 世界特許への戦略

同じ発明を国ごとに特許を取る今の制度は時代遅れ！！

## 世界特許は特許システムの国際標準化

(以下は知財関係者を批判するものではなく、明日への期待です)

2011年2月

荒井寿光

### 1. 世界特許（特許の国際標準）の時代が来た

世界特許とは、特許システムの国際標準を作ること  
作らなければならない  
やれば出来る

#### ①特許のDNAは国際性

“科学技術に国境なし されど我に祖国あり”

国別主義を決めているパリ条約は、はるか120年前の物語

著作権は “世界著作権” (ベルヌ条約のもと相互主義で相互乗入)

商標は “著名商標” で事実上の世界商標を始めている

#### ②グローバル時代

特許はビジネスモデルの一要素に過ぎない

ビジネスモデル全体が国際標準化されている(基準・認証の相互承認等)

特許はビジネスモデルの国際化に“1周遅れ”(2周遅れか?)

#### ③Patent explosion(特許爆発)

重複出願 → 重複審査

世界の特許出願 (190万件のうち40%が外国からの出願)

国際的なムダ(同じ発明を重複して審査する、各国が審査官増員に苦悩)

不一致の弊害(国ごとに違う審査結果は国際ビジネスの障害)

## **2. 世界特許への5ステップ**

早く第2段階の二国間共同審査に移行すべき

### 第1段階 **特許審査ハイウェイ (PPH)** (実施中)

一国の特許審査結果を使って他国の早期審査を受ける  
各国の特許庁の意識の国際化に貢献  
利用率は1%に過ぎない  
利用するとライバル企業に戦略がばれるのが欠点

### 第2段階 **二国間共同審査** (以下構想)

1. 日米共同出願を日米の審査官が共同審査する  
(対象) 年間100件以上の出願実績ある会社が  
日米に出願した案件  
(効果) 第1審の審査を共通にするもの  
第2審の審判・再審査請求はそのまま残す
2. 別々に審査しているのを一緒にやるだけ。(誰も困らない)  
効率的。  
同じ結果が出るので、出願人にメリット
3. 欧州、韓国、中国に広げる

### 第3段階 **相互承認**

- ①共同審査を5年間行い、制度や運用の違いを明らかにする
- ②その経験を生かし、制度や運用を調和させる
- ③一方の審査結果を相手国が受け入れる相互承認に発展させる
- ④第2審の審判・再審査請求は残す (ライバル企業の権利は維持)

### 第4段階 **フォーラム特許 (有志国特許)**

2国間相互承認を日米欧韓中の5大特許庁に広げる

### 第5段階 **世界特許**

### **3. 特許の世界も制度間競争は激化している**

特許システムは国家・知財集団によるサービス提供（サービス産業）だ  
“企業は国家を選ぶ”  
良いサービスを提供する国が選ばれている

#### **米 総合的な知財の司法力で、世界の知財ユーザーを引き付けている**

米の司法力＝CAFC（知財高裁）＋ITC（国際貿易委員会）＋弁護士  
American standard を世界に広げる戦略  
世界一の技術力と市場が背景  
WTO（世界貿易機関）に TRIPS（知財協定）を導入させた  
FTA（自由貿易協定）で知財が重点項目

#### **欧 欧州統合の一環として「知財統合」を着実に進めている**

EPO（欧州特許庁）は発展  
OHIM（欧州統一商標庁）は成功  
共同体特許の実現を目指す  
統一特許訴訟制度を検討中

#### **韓国 「知財のハブ」を目指している （空港・港のハブで成功）**

特許庁審査官・弁理士が国際化している  
国際調査機関として米国発・PCT 出願の 30%を引き受けている  
（英語出願を調査し、調査対象に日本文献も含まれ好評）

#### **中国 世界一の知財大国を目指す （出願が急増中）**

国家知的産権戦略要綱を実行  
知財法令は WTO に適合 運用が課題  
知財保護・ニセモノ退治を各国が熱望

## 4. 日本の特許もガラパゴスか？

### 日本は特許大量出願モデルにより工業化に成功！

(従来のパターン)

出願	→	審査請求	→	成立	外国出願
40万件	→	26万件	→	13万件	4万件
		3分の2		3分の1	10%

90%は技術情報の無料公開

(特許精神)	専守防衛	(米欧の技術支配を排除したい)
	オリンピック精神	(出願することに意義がある)

(日本の特色)

#### ① 大量出願

「数は力」という考え方

GDPで米の半分の日本が世界一の出願大国とは！？

“米の特許は1万円札、日本の特許は千円札”の価値と例えられる  
枚数(出願件数)が多くても価値は低い(?)

“出しとけ特許” “ノルマ特許”

#### ② 内国出願中心

⇔今や国内だけで使う技術はない

#### ③ 成立を目指さない

出願の3分の1しか成立しない

#### ④ 特許を取っても使わない

成立特許の3分の1しか使わない。出願の9分の1しか使わない

#### ⑤ 外国からの出願が少ない

日本では特許が取りにくいからか？

他国の特許庁には外国人の出願が多い

米 22.6万件、中国 9.5万件、EPO 7.4万件、日本 6.1万件、  
(2008年データ)

## 5. 日本の特許システムは空洞化しているか？

### 1. 日本の特許システムは **遅く 狭く 弱い**

#### ①審査が遅い

特許庁の大変な努力で「審査待ち期間」(FA)は29ヶ月に短縮  
しかし審査待ち期間は全体の一部に過ぎない

出願から最終処分までの「全体の処理期間」は62月と遅い

(米42月、EPO42月)

日本の審査官は優秀で1件を平均1日で処理

1日の審査のために全体で5年もかかるのはおかしい

#### ②権利の範囲が狭い

「狭い特許＝質が高い」とは言えない

基本特許を認めない

企業は広い権利の取れる国を目指す

#### ③裁判所の保護が弱い

特許が裁判で無効になるケースが多い

最近では裁判所は運用を変えたと言われているが、

逃げたユーザーは戻らない

### 2. 企業は国家を選ぶ ⇒企業は外国で出願し、外国で紛争処理している

**特許審査の空洞化** (米欧で成立した特許を日本が最後に審査?)

**特許裁判の空洞化** (知財高裁は機能しているのか?)

### 3. 審査は遅い方がよいという意見もあるが ??

「出願してから特許を取るかどうか(審査請求するか)考える」

⇔本気で出願していない

「出願してから実質上、請求範囲を直す」

⇔これが知財部の腕の見せ所

「アメリカで特許が取れたら、日本で権利の範囲を狭くしたくない」

⇔これが審査請求廃止に反対する本音

## 4. 出願したら即時に審査するのが本来の姿

特許は他人の権利を排除するもの⇒早く決めないと他人の迷惑

特許は科学技術の進歩に寄与 ⇒早く決めて技術競争を加速すべき

## 6. 改革の方向 **早く 良く 強い サービス**

日本は世界特許（特許の国際標準）をリードすべき  
そのためには日本の特許システム全体を世界一にすること  
特許は3審制 **審査だけでなく、審判も裁判も改革する**

（第1審） **審査** （特許庁）

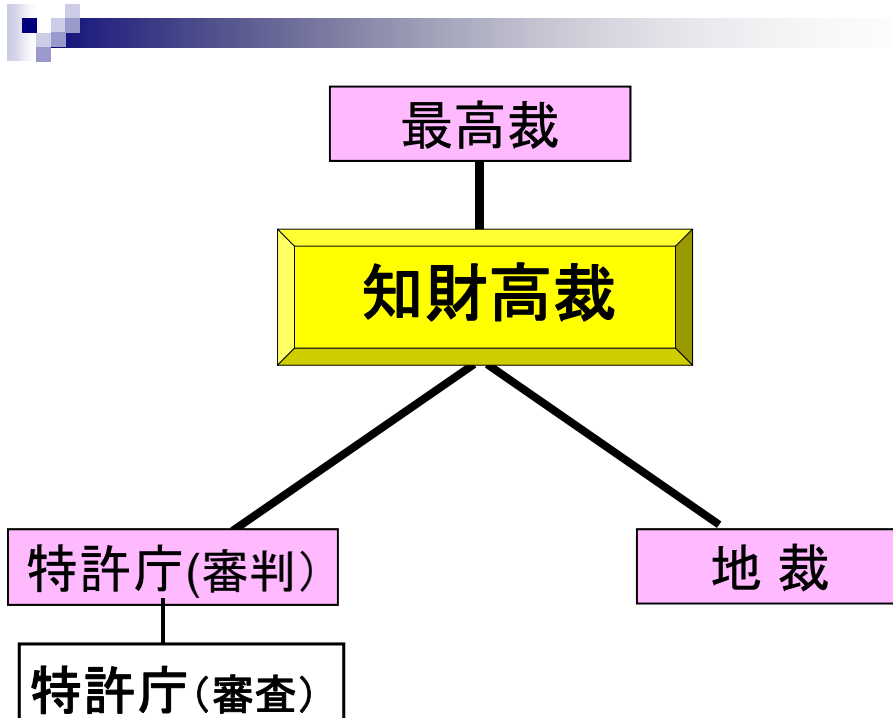
**審査請求制度の廃止**（審査請求する価値あるものだけ出願する）  
審査基準の省令化による明確化  
データベースの全面公開

（第2審） **審判** （特許庁）＜遅い 手続きが不明瞭という批判＞

**任用試験による審判官の向上**  
**裁判のように審理手続きを標準化する**  
弁護士参加を増やす

（第3審） **裁判** （裁判所）＜アンチ・パテントという批判＞

知財高裁の機能回復  
**ダブルトラックの廃止**（特許庁と裁判所の二重路線をやめる）  
米のように**特許の有効性推定原則の導入**



1